

土 栗 渡井 明
 一 栗 中森 与一
 一 栗 米泉 薫

議長右の内有効投票の最多数を得たる左の者を当選者と決定いたします

総務委員長 田村 祐一
 同 副委員長 大久保 一郎
 建設委員長 瀬古 清藏
 同 副委員長 高橋 彦市
 厚生委員長 山下 幸三
 同 副委員長 渡井 明
 第三番自治法の改正により、権限が大きくなった重要な部門の委員長をおおせつかりました。何卒各位の御協力

東京都西多摩郡福生町役場

とおねがいいたします

第十九番二回目の委員長に選任されましたが、発展途上にある福生町のため、知命の努力をされたものと存じます

オキ来由 厚生委員長の重要なポストに選任された石子人礼を申し上げます。皆さんの御鞭撻により、取組を果したものと存じます

議長 新しい教育委員の選任について、町長からご意見が述べられました

町長 今迄の教育委員会法が、地方教育行政の組織及び運営に關する法律と改められ、新に議会が同意を得る委員を町長が任命することとなりましたが、人数については原則による五人といたしました。その中から一人は教育長が任命されることになりました。が、事務方と担

ある。関係上一般職員の中からとし、他の四人については
地域的でないか学校の区域と云うことも一応考
いており、三多アの教職員組合からも民主
的な選任方法をしてもらいたいと申入れがあり、又西郡の
婦人会からも婦人を加うほしいと要望書が来て
おります。委員の資格についても教育長は別であ
るが、役員及委員、常勤の職員等と兼ねることか
びきないことになつております。ためりよくあつたし、
かあり、その適任者の詮衡をおねがいしたし
たつと存じます。

お主番最も民主的な方法でよろしいと思ひます。町長
としての腹案を示されたい。

町長から案の提示がありましたので発表いたします。

横田 昭

原 幾造

村野 喜平

野島 カヤ

大久保 林作

町長 御異議はありませんか

満場 異議なし

町長 御異議のないものとみとめ議案第六号は原案
に同意することに決定いたします。

町長 設楽議員から町長の近親者となつたため臨時出
納検査立会議員の辞任の申出がありましたので
后任者の選挙を行つていただきます。

町長 同案の結果を報告します。

投票人員 三千人

有効投票 三千一票

四 十一票 石川常太郎

三票 村尾種吉

三票 市田亮一

二票 石川信義

二票 米泉 薫

右の内有効投票の最多数を得たる石川常太郎氏を当選者と決定いたします

（八番より五よりしくおわかいいたします）

議長 議事（六七）を上げ提いたします

議事（六七）指定寄附受領につて

議長 本署に異議はありませんか

東京都西多摩郡福生町役場

満場異議なし

議長 異議がないものとみなし、議事（六七）は原案通り決定いたします

議長 会議録署名員を指名いたします

オ三二番（田村祐一）

オ三三番（西村老人）

オ三四番（高橋孝市）

議長（午後七時五十分）オ三四臨時議会を閉会いたします
右会議録は事実と相違ないことを認め、茲に署名する

昭和三年九月二十六日

福生町議会

議長 田村利一

訂
正
字



地 五 五 五 五 五 五 五

昭和三年九月三日執行
副議長選舉投票



議員

市
楊
子
一

議員

田
中
祐
一

議員

西
村
正
一



訂正

昭和三十一年十月三十日 福生町臨時議会 福生町役場にて開会す

福生町臨時議会々議録

出席議員は左の通りである

第一番 田村利一 第二番 渡井 明 第三番 中西虎藏

第四番 瀬古清藏 第五番 村尾四郎 第六番 米泉 薫

第七番 中森英一 第八番 西村 老人 第九番 石川 信義

第十番 森田幸藏 第十一番 山下幸三 第十二番 森田誠重

第十三番 並木 秀 第十四番 井上頼太郎 第十五番 設樂美知

第十六番 石川常太郎 第十七番 村尾種吉 第十八番 飯野富十郎

第十九番 森田元一 第二十番 田村祐一 第二十一番 高橋三郎

第二十二番 大久保一 郎 第二十三番 高橋孝市

地方自治法第三十條の規定により、会議の事件、説明のため議

長から出席を求められ出席した者は左の通りである

町長秋山誠一 仰紋川隆金吉収紋川迎堅一

総務課長大野忠一 税務課長曾井茂次産業課長森田 猛

土木課長高木 友 水道課長奥田 真

本会の書には左の通りである

田村忠雄 上野重勝 大久保林作

議長(午後一時三十分)これより第四回臨時課会を開会致します

議事に入る前に報告することがありますのでしばらく時
向を割愛をお願いします

先日の会議において水道課のことに關し正副議長及渡井、
中西議員の四人に委任されましたことにつきまとは町長助役
水道課長に対し種々の点につけてよく注意とし水道、土木
事業に多額の町費を必要とする今日今後かかる間

東京都西多摩郡福生町役場

題にッソで町民に疑惑をまねくようなことのないように充分
警告しておきましたので報告申し上げます

本日都の新町建設連進委員会の件で会議があり
ますので中座いたしますので二十五日にあつた全国議
長会の模様を報告申し上げます 全国議長会は今
迄一堂に全員会することになったのですが今回は北海
道から九冊に亘り三千七百人の議長が國際スタジアム
に会し左の宣言決議を行い昨は代表者がこれく
関係者直に陳情しました

決議

- 一、民主政治の昂揚を期する
- 一、新町村の建設促進を期する
- 一、地方債の合理化を期する

一、自主財源の強化を期する

一、国税の減税に伴う地方税の減少に対し補填措置の実現を期する

一、地方交付税の税率の引上げと配分の適正化を期する

一、基地等所在市町村に対する交付金制度の拡大を期する

一、町村議会事務局の法制化を期する

右決議する

昭和三十一年十月二十五日

町村議会議長全国大会

議長 これより議事に入ります。本日の議事は印刷物が

多かつたため早く決着許に届けることの必要なうた
こととお説び申上げます。

議長 議事第六号を上げたいです。

東京都西多摩郡福生町役場

議事第六号 水道施設事業費起債について

書記朗読

町長 本日は水道施設事業費としての三〇〇万円の起債でありまして

これは六分五厘以内の利子で二十年に償還することにな
つております。借りるときはこれに国連する補てき案を

同時に提出すべきであります。がこの三〇〇万円などの費用に
充てるか郡と交渉する関係上、案の提出の必要なことを
承知かつて今迄の経過を申上げます。

本年一、起債は一千万円得られる見込でさく井に着きし
たのむす。が起債については不崎工に非常におほいなりを
承知かつて自治体へに接衝を承知かつたのむす。が三〇〇万円となつた
のであります。福生町の水道は上水道に切かして本年一はし

めてであります。切かい直後の起債はなかく困難であるとき

いっておりますか来年度は実現すると思ひます)

新しい井戸からポンプの施設をして水を第一配水池に送り
込ませつと役にたたらつたを現在その手配としております既に
ポンプも入手して電気装置かひきつり送り込まれる段ど
りになつております) これらの費用に約六〇〇万円要す
ることになります)の不足を生じますか本年はこの程
度としてあとは来年度の仕事として行いたつと考へて
おります) 新しい井戸は日量五千石から六千石
位出ます)の第一水源と同じように配水池が必要となり
ますかこれを送り出す) 送水ポンプが三台必要であり
この電気メは装置と減菌装置等の費用を見ます)と
この後更に約七〇〇万円位を必要としますかこれは一挙
に実施できませんので今のところは水を送り込めば或る

程なまにあつと思ひます) 現在八五〇戸位でありますか
尚二三百戸増加してもいままはなんとかまにあつと思ひ
ます)

第四番水道起債は当初の予定はいくらか

町長 当初申込んだときは千二百万円であつて不崎さんがほん走して
大体一千万円借り入れする予定でありましたか三百万円と
なつたのです)

町長 最初の起債予定額と内示額と大分ひらきがあるが工事の起
債額を見こんで或る程度進んでつると思ふがこの不足額
はとりするところか

町長 第一配水池まで送り込ませる費用に約六百万円かか
ります)の第一三百万円不足となりますかこの三百万円でど
の程度の計画かひきるか都の承認を得るため目下接

「衛」中であります。大抵六百万円迄の事業として一時
主替押としてあとは来年度に施行したつと考つて
おります。

オ四番来年度は起債の見透はどうか

町長 自治庁、大蔵省、都庁政部にしばしば陳情しております
が大蔵省も本年一認められたのであるから来年度
は大丈夫だろうと云うこととあります。

オ五番起債一千万円は大丈夫と書いていたところ三分二となつた
か来年度は更に全国から要望があるため起債面
は一層きうくつであるときいてゐるかこの点どうか

町長 三百万円を増額方を運動しようとしたのです。が行政
部も大蔵省も本年度は決定したのでから来年度
はよいと思つてあきらめたほうかよいと云われたの

東京都西多摩郡福生町役場

じ それに本年よりも増額されて そのために来年度
かためとなる慮がありますので 今年はあるところまでの
ほうかよいと考へます。

オ六番オ水源がソかに水量が豊富と雖も人口の増加に伴つて
オ三次計画がゆるずおこつてくると思つて今後の運営
にソを加入に制限をすべきかどうか

町長 本年起債一千万円の接衛の過程においてはそれでオ二水
源が完成する予定でありました。それから来年度になる
とオ三次計画と云うことも起きてくると思つます。か
これは建設省の許可を要するし大きな拡張計画とす
るには膨大な資料が必要でありますのを将来はオ三
次計画としてその方も併せて行つたのと考へており
ます。

議長 本案は決り異議はありませんか

浩 坊 異議なし

議長 決り異議はなしと認め議案第六号は原案通り決定いたします

議長 議案第七号を上げたいと思います

議案第七号 公益質屋運転資金起債につて

書記朗読

町長 本案は質屋運転資金百万円を五年六分五厘以内で短期の五年に償還することとなっております

現在質屋は概算にうまく返さされておりますが現在の運転資金は二三百万円、本年もこの中から起債を返さなければならぬこととなっております

貸付臨時は現在二六〇万円あります

東京都西多摩郡福生町役場

議長 本案は決り異議はありませんか

浩 坊 異議なし

議長 決り異議はなしと認め議案第七号は原案通り決定いたします

議長 議案第七号を上げたいと思います

議案第七号 公益質屋建設費起債につて

書記朗読

町長 本年度は公益質屋建設費の起債はたぬとござりますがありまして二十戸百万円の内市がありましてたぬを借りることとし年六分五厘以内で五年間に償還することになっております

町長の関係は国庫補助はきまっておりますが都の補助がまだ決定しておりませんが工事の関係は